

## 古橋エツ子編『家族の変容と暴力の国際比較』明石書店

中 村 彰

子どもへの虐待や夫婦・恋人間のドメスティック・バイオレンス、高齢者への虐待など、家族や身近な関係性の中で起こる事犯が頻発している。日々の新聞で繰り返し報道されている。

また、これらの事情に鑑み、現在では「児童虐待の防止等に関する法律」（2000年11月施行）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（2001年10月施行）「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（2006年4月施行）が制定され、また、改定を加えられている。これらの法律に基づき、支援体制の強化が図られている。

「そもそも家族とは何か」を問い、家族の変貌を視野に置きつつ、暴力の実態と背景を、国際比較のなかで浮かびあがらせたのが本書である。

「はしがき」によれば、2003年の「日本法政学会のシンポジウム「親と子の法と政策」が本書を編む発端だったと触れている。そののち、「家族の変貌と暴力」をテーマとする科研費による研究会を立ち上げ、家族間暴力の要因を社会的心理的に究明すべく、①家族、親子関係の変容、②幼児・児童虐待に対する法制度の役割、③配偶者からの暴力、④高齢者虐待、⑤家族間暴力に関する意識調査などの研究を手掛けてきた。これらを日本だけでなくドイツ、フランス、オーストラリアなどでの家族観暴力の実態と課題を調査するとともに、関連する内外の会議に出席を通しての国際比較を試みたという。

本書のタイトル「家族の変容と暴力の国際比較」に込めた筆者たちの思いについて

「調査研究する中で、家族がすっかりとかたちを変えてしまった変貌をとらえるのではなく、かたちを変えざるを得なかった家族の葛藤を感じたからである。つまり、家族のかたちを変えざるを得なかった家族、その中で生

じた暴力に対して、何らかの法的保護、予防策などを諸外国の事例を踏まえながら検討しなければならないと気づかされたからである」

と編者の古橋は指摘する。

本書は、Ⅰ．ドメスティック・バイオレンスの国際比較（2論文）、Ⅱ．児童虐待問題の国際比較（10論文）、Ⅲ．高齢者虐待問題の国際比較（4論文）から構成されている。

Ⅰ．ドメスティック・バイオレンスの国際比較では、日本とフランスを比較した論文と中国事情を記した論文である。

筆者のひとり神尾真知子は論文「ドメスティック・バイオレンスの法的対応と課題 —フランスとの比較から見えてくること」で次のような話題を導入に使用して書きすすめている。

「今から10年以上前のことであるが、ある裁判を傍聴する機会があった。その裁判は、夫が妻を殺した事件であった。夫は、覚醒剤を打ち、4日4晩眠らずにすごし、寝たきりの妻を包丁で刺し殺した事件である。検察官は、妻が、夫の暴力により寝たきりになり、逃げられない状態で殺されたことを糾弾した。その裁判が今でも鮮明に私の記憶に残っているのは、それだけその事件の陰惨さの衝撃が大きかったからである。夫に暴力をふるわれ、寝たきりにされた上で、身動きできない状態で刺し殺された女性の恐怖と無念さを思うといたたまれなかった。

今なら、この殺人事件の背景に、ドメスティック・バイオレンスがあることを指摘できるし、その女性が夫の暴力でけがをした段階で、救済の手が差し伸べられる可能性があった」と紹介している。

評者（中村彰）が知るドメスティック・バイオレンスのケースを紹介しよう。殴る、ける、刺し

殺すという暴力だけがドメスティック・バイオレンスでない。

「待ち合わせに1分でも遅れると許されなかった。約束の時間よりも前に、遅れることを彼に伝えておけば許されたが、それができなかったときは、『残念だったね、今日は前もって言われてなかったから君の責任』ということになる。後で謝っても、『それはただの言い訳』ということになった。

また、電車の中や、急に友達と出会う喫茶店に入り、彼からの電話に気がつかなかったときは、何度も何度も電話が鳴り、後で理由を説明しても聞き入れてもらえなかった。

今から電車に乗ること・友達と会っていること＝電話に出られないことを、前もって知らせておかなければ、彼の機嫌を損ねてしまった。

携帯電話の中には、男性のメモリーは家族だけしか許されなかった。男性からのメールは見せるように言われ、電話には出られなくなり、それが苦痛で携帯電話を変えた。

家でひとり、おとなしく過ごしていると彼の機嫌はとても良かった。

彼の行動に意見したとき、身体的暴力を受け、その後はやさしかった。

なによりも、そのときのことを思い出すと、感覚が麻痺し、どうにかなってしまっていた。おかしくなっていたという言葉でしか言い表せない。

たしかに、私自身は監禁されていたわけではなかったし、自分の足で行動することはできた。しかし、自分の意思で行動している感覚が無かった」と彼女は振り返っている。

「問題は彼の暴力ではなく、自分がどう生きるかだと気づいた。一番大きな被害は暴力に遭うことよりも、相手から考え方や人間関係や行動をコントロールされてしまうことだ」とも指摘している。

これらの自分の意思をはく奪する暴力もきびしいダメージを被害者に及ぼす。

神尾論文では、日本とフランスを対比しながら「ドメスティック・バイオレンスの現状」「ドメスティック・バイオレンスへの法的対応」の差を浮き彫りにする。ドメスティック・バイオレンスに

ついでの特例法を根拠に取り組み日本、刑法典、民法典という一般法の中にドメスティック・バイオレンスに関する規定を置いているフランス。これらを対比しながら、政府の啓発パンフレットにおいて、日本よりもフランスの方が「ドメスティック・バイオレンスは犯罪である」ことを強く訴えている。その差が何故おきるのかを「日仏の法的対応の違いによっている」とし、フランスでは、ドメスティック・バイオレンスを通常の犯罪よりも重罰化していると指摘する。中国のドメスティック・バイオレンスに触れた鄭澤善論文「中国における家庭内暴力の現状とその対策 ―婚姻暴力を中心に」において、家庭内暴力発生の原因として、次のような指摘をしている。

「中国の伝統的文化は男権中心の考え方であったが、中華人民共和国の成立に伴い、男女平等が唱えられ、憲法にも規定された。これにより、女性の社会、経済、家庭における地位に根本的変化をもたらされたのは否定できない事実ではあるが、男尊女卑の観念は一部の人たちにいまだに根強く残っている。ある女性は、勤め先で課長に抜擢されたから、彼女に家庭の平穏はなくなってしまった。夫は、特別な理由もなしにヒステリーになり、何回も彼女に暴力を加え、おさまったときには『俺の気にさわる。くさくさするから』と言い、そして「お前は課長になったが、俺は何でもない夫として妻より地位が低い。このような心理的圧迫をお前は理解できるか」と叫んだ。これが大学卒の学歴を持つ現代中国の男性の本音で、彼の心の中では男性はいつでも女性の上でなければならない。中国の高学歴の男性の中に、このような男性が少なくない」と指摘し、ドメスティック・バイオレンスの背景のひとつとして提示している。これは、中国だけに見られることではなく、日本においても同様である。

対策と問題点について、「中華人民共和国婚姻法」(2001年12月施行)において「家庭内暴力は行為者による殴打、縛り、傷つけ、自由の制限およびその他の手段で家庭内メンバーに肉体的、精神的傷害の結果をもたらす行為で、持続的、経常的な家庭内暴力は虐待の構成要件に該当する」と概念、範囲を明確化した。中国においても、肉体

的暴力につき規制されたことは評価できるが、性的暴力、精神的暴力の予防や処罰に問題点が多いと指摘している。また、「中国人は、家庭内暴力は、家庭内のプライバシー、夫婦間の私事だという観念が強いから、警察、検察、人民法院も殺人事件にまで発展しないかぎりあまり関与しようとしな。こういう伝統観念の転換こそ、家庭内暴力の予防と制裁の重要な一環で、必要に応じて家庭内暴力法廷の新設も必要であろう」と指摘している。

Ⅲ. 高齢者虐待問題の国際比較において、ビヤネール多美子論文「スウェーデンにおける高齢者虐待の実情とサーラ法」は、スウェーデンなどでは、施設内虐待を罰する法はあっても家庭内を想定した法はないと指摘している。福祉の先進地域における課題が提示されている。

また、黄金衛論文「中国の親孝行法と高齢者虐待の課題」では、「中国伝統文化の中で、孝行に関する道徳的な伝統は、最も重要なものであると言っても過言ではない。つまり、中国は、倫理道徳を長く持ち続けた国である。長い歴史の発展と政変は、比較的、具体的、かつ厳密的に、完全な道徳と法制度を生み出し、しかも世代間で引き継いできた。また、数千年の時を経て、次第に倫理道徳規範体制の整備を完成させている」と評価した上で、「ところが、1980年代の改革期をきっかけに、それまでの社会主義計画経済体制から市場経済体制へと新たな転換を迎えた。従来 of 孝行伝統に頼っていた高齢者の世話や介護も、困難な状況を招くようになってきた。(中略) 伝統的な高齢者への養老観念が衝撃を受け、老親扶養の意識も薄れ、法により孝行の実践への対応が必要になった」と指摘する。

「老人権益保障法では、国が高齢者の権益を保障することを明言し、彼らへの差別、侮辱、虐待およびネグレクトを禁止し、その程度の軽重により、処罰も厳しく定めている。その一方で、扶養に関しては、家族による扶養が明文化されており、子どもによる扶養が優先するという伝統的なあり方を示している。その意味では、中国の特色とも言える。ただ、孝行の代わりに家庭内での新しい親子関係の創造を期待している多くの若者にとっ

ては、同法をどう受け止めていくかという課題は残る」と課題を提示している。

国際比較で欧米との対比だけでなく、中国を比較分析の対象になっていることで、日本の課題を見つめる上で、貴重な資料だ。

(明石書房、2007年、324頁、3800円。)

(社会福祉学部非常勤講師 なかむら あきら)